



Title	南北戦争後のアメリカ先住民連合による立憲共和政体 構想：インディアン・テリトリーにおけるオクムル ギー会議（1870-1878）
Author(s)	岩崎，佳孝
Citation	パブリック・ヒストリー． 2012, 9, p. 115-133
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/66507
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

南北戦争後のアメリカ先住民連合による 立憲共和政体構想

インディアン・テリトリーにおけるオクムルギー会議（1870-1878）

岩崎佳孝

1 はじめに

植民地期末期から 20 世紀初頭にかけてのアメリカ合衆国では、国内に散住する複数のアメリカ先住民の諸集団を統合し単一の連合政体を結成するという構想が、いくたびか提示されてきた。この構想は、国内の先住民に対する対応と処遇を考慮する立場にある合衆国為政者の側からのみならず、先住民の各集団の側からもなされてきた⁽¹⁾。

本稿ではこの、先住民諸集団の側からなされた連合政体設立の試みに着目する。具体的には再建期のインディアン・テリトリー（Indian Territory）⁽²⁾（図 1）において、いわゆる「文明化した／された五部族（Five Civilized Tribes）」⁽³⁾とよばれる先住民集団チェロキー（Cherokee）、チカソー（Chickasaw）、チョクトー（Choctaw）、クリーク（Creek）⁽⁴⁾、セミノール（Seminole）を中心に、本来の居住地や文化の異なる約十四の先住民集団の会合、「インディアン・テリトリー

(1) アメリカ先住民にはこの他、先住アメリカ人／ネイティブ・アメリカン（Native American）、（アメリカ・）インディアン（American Indian）等様々な呼称があるが、本稿では主として「（アメリカ）先住民」という呼称を用い、歴史的文脈に応じて「インディアン」という呼称も併用する。同様に、ヨーロッパ系アメリカ人を「白人」、アフリカ系アメリカ人を「黒人」とする。また先住民の集団には、その規模や自己規定により「部族（tribe）」以外に「ネーション（nation）」、「バンド（band）」等の呼称も存在するが、本稿では主として「先住民集団」という呼称を用い、その一方で歴史的文脈に応じて「部族」という呼称も併用する。

(2) インディアン・テリトリーとは、1803 年のフランスからのルイジアナ購入により合衆国が獲得した広大な領土の一部を、退去させた各地の先住民集団を隔離するための移住先として連邦政府が設定した、現在のオクラホマ州およびその周縁にあたる地域を指す。

(3) 「文明化した／された五部族」とは既に同時代に用いられていた呼称であり、日本でも「開化五部族」「文明（化）五部族」と翻訳されることが多い。インディアン・テリトリーへの移住以前は合衆国南東部地域に居住していたこれらの集団は、狩猟と並行して定住農耕経済を維持し、また内陸部の先住民集団より大西洋沿岸の白人植民地に近接していたことから、いち早く西欧文明の諸要素を受容し得た。しかし文明の受容は全面的、受身的なものではなく、主体的かつ取捨選択的に行われたということを強調しておきたい。このことから、「開化」「文明化」という言葉はこれらの集団の実体の適切な理解には必ずしもつながらず、それ以外の先住民が「野蛮」「未開」であるとの印象を与えるという問題性から、本稿では以下「五部族」という呼称を用いる。

(4) マスコキー（Muskokee）という別称もあるが、本稿ではクリークという名称で統一する。

総会議 (The General Council of the Indian Territory)」で構想された、先住民連合政体案を取り上げる。この会議は、開催地のクリーク・ネーション首都名から別名「オクムルギー会議 (Okmulgee Convention)」ともいわれ、以下本稿ではこの呼称を用いる。

この会議は、「インディアン・テリトリー総会議」発足の前提として、先住民連合による初めての憲法「インディアン・テリトリー憲法 (Constitution of the Indian Territory)」の起草という成果を挙げた。以下本稿では、同憲法の別称である「オクムルギー憲法 (Okmulgee Constitution)」という呼称を用いる。

オクムルギー会議とそこで起草された憲法によって構想された、合衆国史上初の先住民集団連合による立憲共和政体が結局は実現しなかったことは、その後の歴史が示す通りである⁽⁵⁾。オクムルギー会議／憲法についての歴史学的研究は、管見の限り邦文文献中にみることはいない。また合衆国でこの主題を取り上げたのは、僅かにアプレンとノーレンのみである。これ以外にはディボー、ウォード、マクロクリン、およびパーリンスによる若干詳しい言及があるが、前二者はクリーク、後二者はチェロキーの視角から記述されており、全体的に俯瞰した視野にたつものとは言い難い。総じてこの主題については、先住民ナショナリズムの醸成に寄与したとの評価もあるが、北米先住民史あるいは地方史としてのオクラホマ史の中の一挿話として、数少ない研究書中に会議開催の歴史的事実が簡明に叙述されているに過ぎないのである⁽⁶⁾。

そこで本稿では、19世紀の先住民連合政体構想の推移という視点からより俯瞰的に、この主題にアプローチする。先住民集団連合が史上初めて具体的な共和政体を構想し憲法起草まで至った事実の歴史的意味を考えるために、その契機と目的、最終的に実現をみなかった経緯を追う。そしてこれらの作業を通じ、圧迫される被差別／マイノリティ集団として生存と自治に危機感を抱いていた当時の先住民集団が、支配的上位国家たる合衆国内で自らの存在をどのように位置づけようとしていたのかについて考察する一助としたい。

(5) 単体の先住民集団については、強制移住前の1827年に史上初の立憲共和政体チェロキー・ネーションが設立されていた。

(6) Allen G. Applen, "An Attempted Indian State Government: The Okmulgee Constitution in Indian Territory, 1870-1876," *Kansas Quarterly* 1, no. 1 (1968): 89-99; Angie Debo, *The Road to Disappearance: A History of the Creek Indians* (Norman: University of Oklahoma Press, 1941); William G. McLoughlin, *After the Trail of Tears: The Cherokees' Struggle for Sovereignty, 1839-1880* (Chapel Hill: University of North Carolina Press, 1993); Curtis L. Nolen, "The Okmulgee Constitution: A Step towards Indian Self-determination," *The Chronicles of Oklahoma* 58, no. 3 (1980): 264-281; James W. Parins, *Elias Cornelius Boudinot: A Life on the Cherokee Border* (Lincoln: University of Nebraska Press, 2006); Mary Jane Warde, *George Washington Grayson and the Creek Nation 1843-1920* (Norman: University of Oklahoma Press, 1999). なお、上記パーリンス、ウォードの評伝で取り上げられている人物は、オクムルギー会議にも参加した当時の先住民有力指導者である。文中の先住民ナショナリズム醸成説については Warde, 112. を参照のこと。またこの他にもソバーンによる以下の三つの論文があるが、会議議事録と憲法に簡単な解説を附したものであることからここでは除外する。Joseph B. Thoburn, "Journal of the General Council of the Indian Territory," *The Chronicles of Oklahoma* 3, no. 1 (1925): 33-44 and no. 2 (1925): 120-136; "Okmulgee Constitution," *The Chronicles of Oklahoma* 3, no. 3 (1925): 216-228.

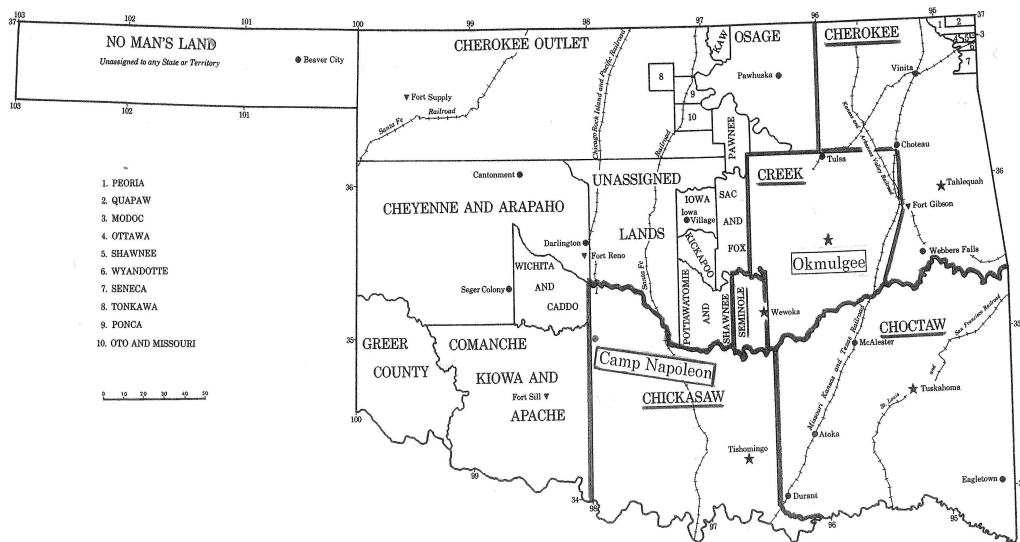
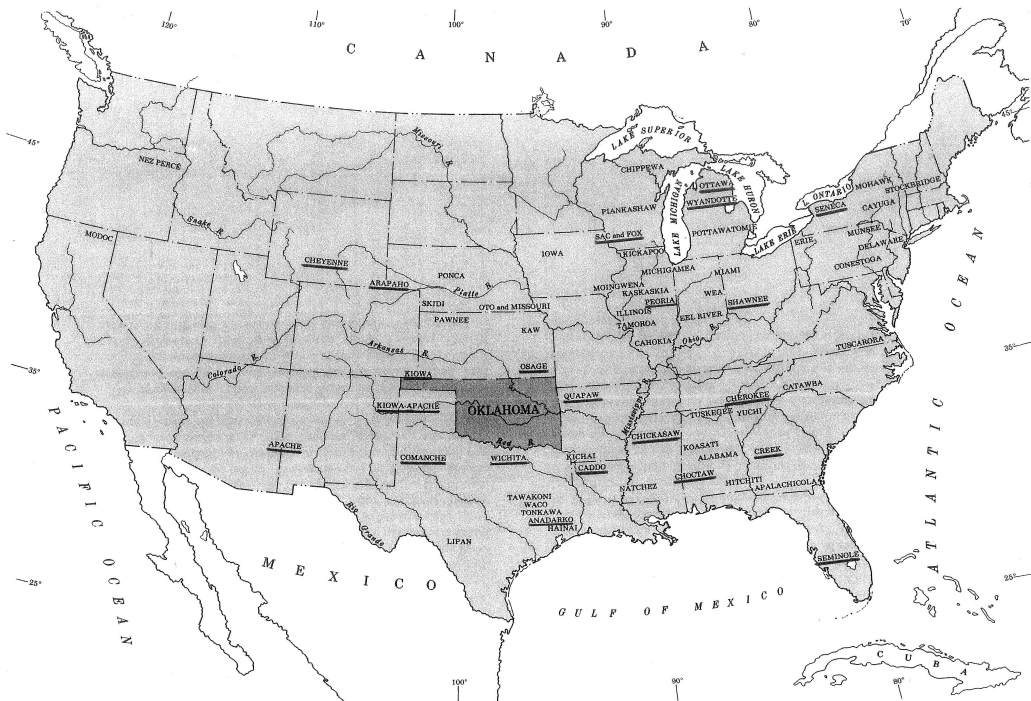


図1 各先住民集団の原住地とインディアン・テリトリー内の自治領域（強制移住前-1889）
 典拠：John W. Morris, Charles R. Goins, and Edwin C. McReynolds, Historical Atlas of Oklahoma, 3rd ed. (Norman: University of Oklahoma Press, 1986) より執筆者作成。

2 前史：先住民連合政体構想の系譜

オクムルギー会議の具体的検討に入る前に、先ず先行する先住民連合政体構想の系譜を概観しておこう。強制移住後から南北戦争期にかけての先住民集団による一連の連合集会が、オクムルギー会議の開催に影響を与えたと考える故である。

さて、広大な北米大陸の全域に散住する先住民は、人口規模、生計手段、言語、文化風俗等を大なり小なり異にする、いわゆる「チカソー」「チョクトー」等と総称される多様な集団に分かれており、それぞれが強い主体性と自治性を保持していた。またそれぞれの先住民集団内も、居住地域や血縁関係別に一桁ないしは二桁の数の世帯で構成される複数の小集団に分かれ、それぞれが固有の主体性と自治性を保っていた。さらに、領域を接する先住民集団間ではしばしば、歴史的に流血の抗争が継続していた。以上の理由によって、大陸各地の複数の先住民集団が目的を共有し、友好的な連合を形成する蓋然性は、本来極めて乏しいものであった。

しかし、18世紀後半から19世紀前半にかけて、先住民集団の連合が実現したいくつかの事例が散見される。20世紀に先住民の権利獲得運動の中で唱導されることになる「汎インディアン（Pan-Indian）」思想の萌芽ともいえるこのような性質の運動は、先住民社会の外からの刺激、すなわちヨーロッパ植民地および合衆国の白人による先住民領域への浸食によってもたらされた。白人と接触した先住民集団が各個撃破的に土地や生命を奪われ、社会が崩壊していく事態を前に、これまで分裂し、あるいは相争い続けてきた先住民諸集団が協同して武力抵抗を行うことを説き、実現に導いたのが、先住民集団オッタワ（Ottawa）のポンティアック、マイアミ（Miami）のリトル・タートル（Little Turtle）、ショーニー（Shawnee）のテカムシ（Tecumseh）等の指導者である。彼らによって糾合された北西部地域の先住民集団による、フロンティアの白人への武力攻撃と抵抗は一定の成功を収め、北米英領植民地や合衆国の軍民に深刻な危機感を与えた。しかしそれらはいずれも、最終的には軍事的敗北と先住民側の内部分裂によって自壊していった。⁽⁷⁾

そのため、この後に結成されることになる先住民集団の連合体は、生存と自治の維持のために協同して白人の脅威に対抗するという目的は同じながら、平和的な手法で推進される。そして最終的にそれは本稿でとりあげる、立憲共和政体「インディアン・テリトリー総会議」を構想したオクムルギー会議の開催へとつながっていくのである。その主たる舞台となったのは、1830年のいわゆる「インディアン強制移住法」の制定後1850年代にかけて、ミシシッピ河東部地域から自発的あるいは強制的に移住を余儀なくされた先住民集団約三万人が新たに集住することになった、インディアン・テリトリーであった。

ここでインディアン・「テリトリー」は、合衆国の准州とは明確に異なるものであることに

(7) 前二者が関わった抗争はそれぞれポンティアックの反乱（Pontiac's Rebellion, 1763-64）、マイアミ戦争（Miami War）またはリトル・タートル戦争（Little Turtle's War, 1786-95）と呼ばれる。またテカムシは合衆国に対抗するためイギリスとも同盟し、1800年代に彼が糾合した先住民連合は合衆国と敵対しつつ、1812年戦争ではイギリス側にたち参戦した。

留意しなければならない。オクムルギー会議が開催された1870年の時点で十あった合衆国内の他の准州は、既存の州には属していないものの将来的に州に昇格し連邦に組み込まれる可能性を保持していた。これらの准州とは異なり、インディアン・テリトリーは本来州昇格の可能性は想定されていない。このことは複数の強制移住条約中に、先住民集団に移住先として充当された領域は先住民側の同意無くいかなる州もしくは准州に包含されることは無い、という記述が見られることから明らかである。また、連邦政府が一般白人市民の侵入を禁ずると共に、各先住民集団による個別の自治を許容しているという点において、一般的な准州とは明確に異なるものである。すなわち、インディアン・テリトリーとは、複数の先住民集団が個別に割拠しそれぞれに自治を行う領域の総体であるにすぎず、単一の自治政体を意味するものではない。⁽⁸⁾

それにもかかわらず19世紀前半から、アメリカ社会への先住民の吸収を構想する連邦政府および議会の政策決定者、あるいはキリスト教改革者らを中心に、将来的にインディアン・テリトリーを他の諸州と同様の立場で連邦に加入させる可能性を含めた、先住民集団連合による単一の（准）州とする案も何回か出されてきた。しかし、それらはいずれも今日に至るまで議会を通過することなく、構想の段階に留まっている。一例を挙げれば、1832年にインディアン・テリトリーにおける先住民連合政体結成の可能性を調査する使節を派遣する法案が連邦議会両院に提出されたが、却下されている。⁽⁹⁾

一方、インディアン・テリトリーへ移住後の先住民集団であるが、移住前後の混乱から次第に回復し、住居、集落、耕作地、果樹園、プランテーション等を建設し、新天地へ定着していった。とりわけ「五部族」に関しては、既に移住前より合衆国政体に倣った新政体を編成していたチェロキーに加え、移住後には残りの四集団もチェロキーと同様に立法府、行政府、司法府の三権分立からなる立憲政体「ネーション」を編成した。これに対して、この地域を居住および狩猟領域としていたオーセジ (Osage)、カイオワ (Kiowa)、コマンチ (Comanche) 等の集団は、広範囲を移動する狩猟を主たる生計手段とする「(大) 平原部族 ([Great] Plains tribes)」と定義される集団に含まれる。

様々な面で相違点をもちながら、本来あり得べからざる近距離に居住する事態となった「五部族」を含む東部からの移住者と、この地域にもともと居住していた先住者との間では、1840年代から1860年代の南北戦争末期までに複数回の集会がもたれた。新天地への安寧な定住を望む「五部族」と、新来の集団を自分たちの領域への侵入者とみなして、襲撃による殺人や農作物と奴隷の略奪を行っていた平原部族を中心とする先住集団の間の関係融和のためであっ

(8) Charles J. Kappler, *Treaties*, Vol. II of *Indian Affairs: Laws and Treaties* (Washington: Government Printing Office, 1904), 311, 442-443, 758; Benjamin F. Shearer, ed. *Oklahoma to Wyoming*, Vol. 3 of *The Uniting States: The Story of Statehood for the Fifty United States* (Westport, Connecticut: Greenwood Press, 2004), xlvii.

(9) 合衆国側からみた「インディアン州」構想については、Annie H. Abel, *Proposal for an Indian State 1778-1878* (1907; repr., Yuma, Arizona: HISTREE, 1999); Francis Paul Prucha, *The Great Father: The United States Government and the American Indians*. Vol.1 and 2. (Lincoln: University of Nebraska Press, 1984), 302-309. および、鶴月裕典『不実な父親・抗う子供たち——19世紀アメリカによる強制移住政策とインディアン』木鐸社、2007年、101-133頁を参照。

た。中でも、1843年にチェロキー・ネーションのテレクア（Tahlequah）と、1845年にクリーク・ネーションのノース・フォーク・タウン（North Folk Town）で行われた複数の先住民集団による集会は有名である。対立する利害を抗争によらず話し合いによって調整を試みたという点において、これら一連の集会はインディアン・テリトリーの諸先住民集団にとって、次に述べる南北戦争末期の新しい展開である、キャンプ・ナポレオン（Camp Napoleon）⁽¹⁰⁾におけるさらに大規模な先住民集団の集会にむけての重要な経験になったと考えられる。

1861年から始まった南北戦争では、南部、とりわけテキサスに隣接するインディアン・テリトリーは北部と南部の緩衝地帯として、あるいは農作物等の補給物資や先住民兵士の供給地として南部連合から期待され、共闘の勧誘が行われた。各集団内で議論と対立はあったが、最終的に「五部族」は連邦との関係を絶ち、南部連合と同盟関係を締結すると共に先住民部隊を編成し、北軍との戦闘に加わった。1865年に4月に合衆国東部で南軍が降伏した後も戦闘は継続されたが、インディアン・テリトリーでも南部の頹勢は明らかとなった。

キャンプ・ナポレオン集会は、同年5月25日から27日にかけてチカソー・ネーション内のキャンプ・ナポレオンで開催された。「五部族」を含む東部先住民集団と平原部族、計十四の先住民集団からの参加人数約五千人から二万人におよぶ、先に述べたこれまでの一連の先住民集会の中でも極めて大きな規模をもつ集会である。同集会開催の当初の契機は、コマンチの襲撃に悩むテキサスがその懐柔のため「五部族」に仲介を依頼し、さらにそのコマンチを含む平原部族に南部連合と同盟し北軍への攻撃を行わせることを目論んだことにあった。そのため集会には当初、南部連合代表も参加していた。しかし、集会の途中で東部における南軍降伏の報と西部における先住民部隊以外の南軍白人部隊降伏が伝えられると、集会は各先住民集団が出来る限り利益を損なわない形で合衆国との講和条件を討議し、連帯して対応することを確認する場になった。一部の先住民指導者は集会以前から南部連合の敗北を不可避とみなしており、（実際にそうだったが）南部連合政府が同盟者の先住民を置き去りにして単独で降伏する可能性も視野に入れ、連邦政府と出来る限り有利な交渉を行うために諸先住民集団が共同して行動する必要を感じていた。以上の事情がキャンプ・ナポレオン集会における討議内容に影響を及ぼしたことは間違いなく、その結果二つの条項からなる協約（compact）⁽¹¹⁾が締結された。

キャンプ・ナポレオン協約には、この集会が催された当初の意図を超える内容が盛り込まれていた。第1条および末尾に付記されたモットーで「インディアンはインディアンに血を流させない」ことが宣言され、第2条では先住民の平和と幸福、そして白人に対し先住民全体を防

(10) Andrew Denson, "International Indian Conference of 1843," in *Encyclopedia of United States Indian Policy and Law*. 2 vols, ed. Paul Finkelman and Tim Alan Garrison (Washington, D. C.: CQ Press, 2009), 449; Arrell M. Gibson, "An Indian Territory United Nations: The Creek Council of 1845," *The Chronicle of Oklahoma* 39, no. 4 (1961): 398-413; Nolen, 266.

(11) W. David Baird, *Peter Pitchlynn: Chief of the Choctaws* (Norman: University of Oklahoma Press, 1972), 139-40; Brad R. Clampitt, "An Indian Shall Not Spill an Indian's Blood": The Confederate-Indian Conference at Camp Napoleon, 1865," *The Chronicles of Oklahoma* 83, no. 1 (2005): 34-35, 41-42, 48; Gibson, *Oklahoma: A History of Five Centuries* (Norman: University of Oklahoma Press, 1965), 127. クラムピットの論文はキャンプ・ナポレオン集会を中心に上げた唯一の論考であり、末尾に協約の全文を含む。Clampitt, 49-51.

衛するための連帯の必要性が訴えられたのである。そして集会の最後に、チェロキー代表が今後平原部族からより多くの参加者を勧誘するという目標を掲げた後、キャンプ・ナポレオン集会は「平和と協調の内に」閉会した。⁽¹²⁾

キャンプ・ナポレオン集会とそこから生まれた協約は、前述の先住民諸集団による戦前の一連の集会とオクムルギー会議を架橋するものとして意義深い。各先住民集団はここで協同歩調を確認すると同時に後日の集いを約した。約二ヶ月後の6月初頭に再びチョクトー・ネーションで開催された集会では、キャンプ・ナポレオンでの誓いが確認された。またそこでは、アーカンソー州フォート・スミス（Fort Smith）で9月に開催されることが予定されていた連邦政府との和平交渉における代表の選出も行われた。そして、「五部族」、平原部族オーセジとクワポー（Quapow）、合衆国北東部からの移住集団ショーニー（Shawnee）、セネカ（Seneca）の九つの先住民集団が連邦政府で行ったスミス砦における合意に基づき、翌1866年に連邦政府と四つの講和条約が締結された。後述するようにまさにこれらの条約こそが、直接的にオクムルギー会議の開催を導くものとなったのである。⁽¹³⁾

キャンプ・ナポレオン集会／協約のもうひとつの重要な意味は、「五部族」を中心とする移住者と平原部族を中心とする先住者間の対立回避のため南北戦争前から行われてきた一連の集会がより深化したことにある。具体的には、これ迄以上の参加者の下、先住民間の和平と友好という従来目的に加え、インディアン・テリトリーを先住民居住地として安全に確保し先住民総体として存続を図るために、「兄弟」として団結して白人にあたることを初めて文書のかたちで謳ったのである。そして、この成果がより具体的な形をとって表れることになるのが、オクムルギー会議であった。

3 オクムルギー会議開催までの経緯

オクムルギー会議の開催をもたらした直接の要因は、南北戦争後のインディアン・テリトリーを巡る二つの政治的事象であった。その一つ目は、1866年に先住民集団が連邦政府と交わした条約の中の鉄道建設および先住民集団連合政体設立規定であり、二つ目は後者の政体構想を具現化するため合衆国連邦議会で1865年から69年の間に提出された諸法案であった。

一つ目の先住民集団が連邦政府と交わした条約とは、1866年3月から7月にかけて首都ワシントンで「五部族」と連邦政府間に締結された四つの講和条約である。既に述べた1865年のスミス砦での予備的合意に基づき、翌1866年3月21日にセミノール、4月28日にチョクトーとチカソーが合同で、6月14日にクリーク、7月19日にチェロキーが締結を行った。これら四つの条約は「再建条約（Reconstruction Treaties）」ともいわれるが、以下本稿では「1866年諸

(12) Clappitt, 47.

(13) M. Thomas Bailey, *Reconstruction in Indian Territory: A Story of Avarice, Discrimination, and Opportunism* (New York: Kennikat Press, 1972), 56; W. David Baird, *The Chickasaw People* (Phoenix: Indian Tribal Series, 1974), 343; Clappitt, 47; Debo, 84.

条約」⁽¹⁴⁾とする。

四つの条約のいずれも、合衆国との和平と友好関係の樹立のみならず、先住民側が破棄した連邦政府との関係の再構築、とりわけ居住地に対する外敵からの合衆国の保護、戦前の諸条約で約されていた年次支給金の再開についての規定を含んでいた。さらに条約は、「五部族」が連邦政府に降伏した事実を背景に、これまで保障されてきたインディアン・テリトリーの一定の独立性と、各先住民集団の自治権を侵食する条項を含んでいた。とりわけ本稿との関連において重大な影響を及ぼしたのは、①領内への鉄道敷設を認め鉄道会社に軌道を挟む 5-10 マイル幅の用地を売却し、②インディアン・テリトリー内に単一の先住民連合政体を創設する規定であった。以下では、この二点についてより詳しく説明を加える。⁽¹⁵⁾

この 1866 年条約の条項のうち①の鉄道敷設と鉄道会社に用地を売却する規定は、インディアン・テリトリーを南北に鉄道路線が貫通することを可能にするものだった。鉄道会社はこれを足がかりにさらなる土地獲得を望み、議会にロビー活動を盛んに行った。このことは、後述するように 1870 年代を通じて連邦議会に何回も提出されることになるインディアン・テリトリー政体設立に関わる諸法案に大きく影響した。一方で鉄道は、外部からの労働力の流入と、交易をより容易なものとし、結果としてテリトリーの経済発展を導いた。しかしその一方で、この時代から 20 世紀初頭に至るまで解放黒人（黒人解放民）や移民を含む農民、牧畜業者、労働者、土地投機業者、無法者等が諸州から流入したことで非先住民人口の爆発的増加と土地奪取が続き、その過程で次第に少数集団と化していく先住民側に多大な危機感を抱かせることになった。⁽¹⁶⁾

また②のインディアン・テリトリーに先住民連合政体を創設する規定については、1866 年諸条約の一つであるチョクトー／チカソー条約で規定された、立法府、行政府、司法府の三権分立の先住民連合政体「オクラホマ・テリトリー (Territory of Oklahoma)」案を例に検討してみよう。同案の規定によれば、年一回開かれる立法府としての「議会 (council, general assembly)」へ参加する議員は、インディアン・テリトリーの人口五百人以上の先住民集団から各一名ずつ、それに人口千人が加わる毎に一名ずつ追加される。議会では白人の合衆国内務省

(14) Kappler, 910-15; 918-37; 942-50; 1050-52. なおチョクトーとチカソーが合同で条約を締結している理由は、元々同一の集団から分かれたといわれる両集団が社会構造、言語、文化面等で類似しており、また東部における居住地域も南北に隣接していたことから、連邦政府はかねてより交渉時に両者を一緒に扱うことが多かったという慣例に基づく。

(15) Applen, 89; Kappler, 913-13, 920-23, 934-36, 945-46; Nolen, 266; United States Office of Indian Affairs, *Annual Reports of the Commissioner of Indian Affairs for the Year 1865* (Washington, DC: Government Printing Office, 1865), 34. これ以外に重大な影響を及ぼした条項として、「五部族」が施行してきた黒人奴隷制を廃止し、元奴隷である「黒人解放民 (Freedmen)」にネーションの民と平等な権利を付与するという項目と、連邦政府が他地域から移住させた先住民集団のための土地を（一部）割譲するという項目があった。こちらの問題については、岩崎佳孝「南北戦争後の黒人解放民とアメリカ先住民——研究の動向と今後の展望」『立教アメリカン・スタディーズ』第 32 号、2010 年、164-65 頁を参照のこと。

(16) Applen, 89-90; Bailey, 89; Devon A. Miheuah, *Choctaw Crime and Punishment, 1884-1907* (Norman: University of Oklahoma Press, 2009), 4; Kerry Wynn, "The State of Oklahoma," in *Oklahoma to Wyoming*, edited by Shearer, 973.

インディアン業務局に属するインディアン業務監督 (superintendent) が議長となる。インディアン業務監督とは、連邦政府の対インディアン行政を司る内務省インディアン業務局の管轄下において一定の地域を統括する人物であり、地域毎に任命される。その下に、個別の先住民集団あるいは複数の小集団の居住地内で先住民と直接の連絡交渉にあたる担当官 (agents) や、現地で適宜に雇用される通訳や職人等が存在するのである。議会は、先住民集団間の交易を含む諸関係調整、集団間に跨がる犯罪者の逮捕と移送、テリトリー内開発、外敵に対する協同防衛に関わる諸法を制定する。諸法は合衆国憲法、連邦法、合衆国との間に締結された条約に反してはならず、合衆国大統領および内務長官に執行停止権が与えられていた。また、行政政府の長「総督 (Governor)」は、議会の議長と同様にインディアン業務監督がその任にあたるものとされた⁽¹⁷⁾。

上に見た 1866 年諸条約中の②先住民連合政体の設立規定は、オクムルギー会議の開催を導いた二つ目の重要な要因、すなわち 1865 年から 69 年の連邦議会諸法案へとつながる。この中で最もよく知られているのが、1868 年 1 月の第 40 回連邦議会でミズーリ州選出下院議員 (共和党) R・T・バン・ホーン (R. T. Van Horn) によって提出された、いわゆるバン・ホーン法案 (Van Horn Bill) である。同法案は、下院のインディアン業務委員会 (Committee on Indian Affairs) の審議にまわされたものの、立法化されることなく終わったが、その重要性に鑑み、以下その内容をやや詳しく検討しておこう。また、同法案はこの後も数度にわたって提出されたのであるが、基本的には同一内容であるため、本稿ではその中で最初期のものを取り上げる。

1866 年諸条約の規定を更に十四節に分けて具体的なものとした三権分立のバン・ホーン法案は、政体に属する全職員に合衆国憲法を遵守する宣誓を行う義務が課せられたことと、予算が財務長官の監査下におかれる点に示されているように、政体が連邦政府、合衆国憲法、合衆国との条約、連邦法によってより強力な規制を加えられる内容であった (6、9、11 節等)。

バン・ホーン案によるインディアン・テリトリー政体が、1866 年諸条約以上に合衆国の制御下に置かれていることは、以下に挙げる事項からも明らかである。立法、司法、行政の三権中、インディアン業務監督を兼務する総督とそれを補佐する書記官、司法府の最高裁判所長官を含む 3 人の裁判官、検事、保安官はいずれも、合衆国上院の助言と同意の下で大統領によって任命される (2、3、7、8 節)。また議会についても、合衆国内務長官に特別議会招集権が与えられ (9 節)、有権者および議員資格が 21 歳以上の成人男子であることに加え、合衆国と敵対関係を持たない人物であることが条件とされた (5 節)⁽¹⁸⁾。さらに書記官は、行政政府および立法府の議事録等の公文書や制定法を、テリトリー内の先住民諸集団のみならず、大統領と連邦

(17) 「オクラホマ」という名称は条約締結時のチョクトー大首長 (Principal Chief) アレン・ライト (Allen Wright) の発案によるもので、チョクトー語で「赤い人 (red people)」を意味する。James L. Allhands, "History the Construction of the Frisco Railway Lines in Oklahoma," *Chronicles of Oklahoma* 3, No. 3 (1925): 229; Kappler, 921-23; Carl Waldman, *Biographical Dictionary of American Indian History to 1900*. rev. ed. (New York: Checkmark Books: 2001), 425.

(18) 後述のオクムルギー憲法では、年齢資格が 25 歳以上に改められた (第 3 条第 3 項)。Journal of the General Council of the Indian Territory 1870 (1871; repr., Wilmington, Delaware: Scholarly Resources Inc., 1975), 46. (以下、Journal (1870) とする)

上下院に対しても送付する義務を課された（3項）。また、最高裁判決は、合衆国巡回裁判所判決と同様に扱われ、合衆国の連邦最高裁判所に控訴することもできるようになった（7節）。

これ以外に注目すべき規定として、インディアン・テリトリー議会はテリトリー内開発を先住民「文明化」のために推進し、先住民集団間の関係のみならずテリトリー外との関係の調整に関わる法制定も行うと規定された点がある（6節）。さらに、同議会から選出される2年任期の代表1名が、合衆国下院に出席権を認められた（11節）。これは、インディアン・テリトリー政体は爾後、連邦体制下で他の准州と同じ存在として扱われることになるという含みをもつ規定である。さらに、テリトリー内の先住民領有地については、先住民社会の一般的慣行であった共有制を止め、私有地として先住民各個人に分配することも謳われた（12節）⁽¹⁹⁾。

以上に述べた1866年諸条約がもたらした様々な影響、特に議会諸法案は合衆国政府に歴史的に保証されてきた自治権の喪失をもたらすとして、先住民に大きな危機感を抱かせ、主体的発案に基づく政体樹立を目的とするオクムルギー会議の開催へと導いた。1870年2月にチェロキー大首長ルイス・ダウニング（Lewis Downing）は、先住民はこれらの法案によって血統、言語、慣習、伝統、利害面で相容れない人々の支配下におかれ、土地を奪われ、政治屋や土地投機業者たちの餌食となり、人種としての結びつきを破壊されることで、確実に、またたちどころに絶滅へ導かれるだろうと主張した。また、クリーク代表のひとりとしてオクムルギー会議に参加することになるG・W・グレイソン（G. W. Grayson）は後に回想記の中で、周辺諸州の白人の働きかけにより、連邦政府が1866年諸条約で保障されたインディアン・テリトリーの自治を侵害することへの危機感が先住民側にあったと記している⁽²⁰⁾。

1870年に入ってから数ヶ月、「五部族」は連邦議会のインディアン・テリトリー政体案に抗議するための集会を開いた。特に、クリーク大首長サミュエル・チコーテ（Samuel Checote）

(19) *A Bill to Provide for the Consolidation of the Indian Tribes, and to Organize a System of Government in the Indian Territory*, HR367, 40th Cong., 2nd sess., in the *A Century of Lawmaking for a New Nation: U. S. Congressional Documents and Debates, 1774-1875*, memory.loc.gov/cgi-bin/query/D?hlaw:6;./temp/-ammem_xEIW:: (accessed May 7, 2010); Lester Hargrett, ed., *A Bibliography of the Constitutions and Laws of the American Indians* (Cambridge: Harvard University Press, 1947), 91; Thoburn, “Okmulgee Constitution,” 216. 同法案第12節は、この後1887年に「一般土地割当法（General Allotment Act）／ドーズ法（Dawes Act）」によって具現化される、先住民領有地を先住民各個人の私有地として割当て政策の萌芽的なものとみなすこともできよう。なお、一連の法案中で最も早い時期に提出されたのは、1865年2月にアイオワ州選出上院議員（共和党）ジェームズ・ハーラン（James Harlan）によって提出された、いわゆるハーラン法案（Harlan Bill）であろう。この法案もパン・ホーン法案と類似の内容であったが、同様に議会を通過しなかった。*A Bill to Provide for the Consolidation of the Indian Tribes, and to Establish Civil Government in the Indian Territory*, S459, 38th Cong., 2nd sess., in the *A Century of Lawmaking for a New Nation: memory.loc.gov/cgi-bin/query/D?hlaw:15;./temp/-ammem_nIXv::* (accessed May 7, 2010).

(20) Applen, 89-90; Bailey, 89; Gibson, *Oklahoma*, 224; G. W. Grayson, *A Creek Warrior for the Confederacy: The Autobiography of Chief G. W. Grayson*, ed. W. David Baird. (Norman: University of Oklahoma Press, 1988), 152. Nolen, 267; Thoburn, “Journal of the General Council of the Indian Territory,” 216-17; Thoburn, “Okmulgee Constitution,” 216-17; David E. Wilkins, *Documents of Native American Political Development, 1500s to 1933* (Oxford: Oxford University Press, 2009), 134. また紙幅の関係で詳しく触れる余裕が無いが、当時合衆国にインディアン・テリトリーに近接する連邦地方裁判所の管轄権をテリトリーにも拡大する動きがあったことも、先住民側の危機感を醸成した要因として加え得る。Gibson, “Constitutional Experiences of the Five Civilized Tribes,” *American Indian Law Review* 2, no. 2 (1974): 40-41.

の招集により6月にオクムルギーで開かれた、チェロキー有力者ウィリアム・P・ロス（William P. Ross）が議長を務め、チョクトーを除く「五部族」と平原部族オーセジが参加した集会では、大統領、連邦議会、合衆国の人民に宛てて連邦議会のインディアン・テリトリー政府案に反対する決議が表明された。その一方で「五部族」は、これに先立つ5月に1866年諸条約で規定されたインディアン・テリトリー政体設立のための会議開催という名目で、連邦政府に対し10万ドルの予算支出を要請した。⁽²¹⁾

連邦政府も会議の実現に向け積極的に対応した。1869年、内務省インディアン業務局長イーリー・S・パーカー（Ely S. Parker）は、1866年諸条約の構想を実現するための先住民会議は、先住民の永久的居住地の確保の上でも、啓蒙と文明化に大きく寄与する上でも、非常に望ましいとの意見を表明した。また翌1870年2月に、合衆国内務長官は上院に会議開催のための1万ドルの予算を要求した。連邦議会は7月にこれを認め、中／南部地域インディアン業務監督（Superintendent of Indian Affairs for the Central and Southern Tribes）イーノック・ホイッグ（Enoch Hoag）⁽²²⁾による先住民への招集をもって、オクムルギー会議の開催が実現したのである。

4 オクムルギー会議

1870年9月27日、中／南部地域インディアン業務監督ホイッグを議長に、インディアン・テリトリー総会議、通称オクムルギー会議が開会した。チョクトーとチカソーは代表選出が間に合わなかったことを理由に当初不参加だったが、チカソーは後日のできるだけ早い参加を表明し、最終的には「五部族」の代表全てが参加した。ここで強調しておきたいのは、会議に代表を参加させたインディアン・テリトリー内の先住民集団の総人口約六万中、その九割が「五部族」の人口によって占められていたということである。もともと「五部族」の呼びかけを契機として実現に至った会議であるが、後述するように実際の協議も、人口において勝る「五部族」主導で、とりわけ「五部族」の中で八割強の人口を占めるチェロキー、クリークという大集団を中心に進められることになる（表1、表2）。⁽²³⁾

会議は通訳も多数参加し、参加者の発言は英語と四、五種の先住民語に訳されつつ慎重に進められた。29日には、この会議がインディアン・テリトリーにおける先住民連合政体の設立を定めた1866年のチェロキー条約第12条に準ずるものと規定された。このように、1866年諸条約を名目とした開催、予算の支出、議長の担当という各面から、連邦政府のオクムルギー会議への積極的関与は明らかである。しかし、会議は次第に連邦政府の意図とは反する様相を

(21) Applen, 91; Gibson, *Oklahoma*, 141; Nolen, 268-269, 280.

(22) Applen, 90; Nolen, 267-69; Parins, 166. なお、南北戦争中パーカーは北軍司令官で後に大統領となるユリシーズ・S・グラント（Ulysses S. Grant）の幕僚を務めた。戦後インディアン業務局長職に就いたパーカーは、自身も先住民集団セネカの出自であったことから、この後オクムルギー会議に参加した際、先住民達から好意的に迎えられたといわれる。詳しくは William H. Armstrong, *Warrior in Two Camp: Union General and Seneca Chief* (New York: Syracuse University Press, 1978). を参照のこと。

(23) *Journal* (1870), 11-12.

	1870
チェロキー	about 17,000
チョクトー	between 16,000 and 17,000
チカソー	between 5,000 and 6,000
クリーク	about 13,000
セミノール	about 2,500
アブセンティー・ショーニー	80
イースタン・ショーニー	不明
オッタワ	175
ペオリア	170
サック・アンド・フォックス	700
セネカ	188
ワイアンドット	160
オーセジ	between 3,000 and 4,000
クワポー	236

表1 インディアン・テリトリーの先住民集団人口
典拠：Journal (1870), 59-63 より執筆者作成。

⁽²⁴⁾
呈し始める。

会議では、以下の委員会に所属する各委員が任命された。対合衆国外交委員会（Committee on Relation with the United States）、部族関係調整委員会（Committee on International Relations）、司法委員会（Committee on the Judiciary）、財務委員会（Committee on Finance）、教育／農務委員会（Committee on Education and Agriculture）、部族民資格申請法務委員会（Committee on Enrolled Bills）、会議管轄業務規定委員会（Committee on Rules for the Government of the Council in the Transaction and Order of Business）、信任状審査委員会（Committee of Credentials）である。インディアン・テリトリー政体成立の暁には行政省へと移行したであろうこれら八つの委員会の職掌について重要な部分のみ補足的に説明すると、部族関係調整委員会は先住民集団間の通商を含む諸関係の調整を、司法委員会は先住民集団間を跨ぐ犯罪容疑者の逮捕と移送を含むテリトリー全体の司法を、教育／農務委員会は各先住民集団の若者に対する教育と産業としての農業振興を、信任状審査委員会は会議に参加する代表の資格審査を管掌した。⁽²⁵⁾

またこれら八委員会の内訳は、チェロキー十五名、クリーク十五名、オーセジとオッタワから各三名、アブセンティー・ショーニー（Absentee Shawnee）、イースタン・ショーニー（Eastern Shawnee）、サック・アンド・フォックス（Sac and Fox）から各二名、チョクトー、チカソー、セミノール、クワポー、およびペオリア（Peoria）より各一名と、チェロキー、クリークがこれらの委員の過半数を構成していた。また、それ以外の委員もほとんどが東部からの移住集団であり、平原部族からの委員はオーセジとクワポーのみだった。最終的に議場で賛否を問うべき事項はあらかじめこれらの委員会での議論を経る訳であるから、会議の議題はおのずと移住集団、とりわけチェロキー、クリークを中心とする「五部族」が指向する内容となる可能性が⁽²⁶⁾大きくなるであろうことは想像に難くない。

9月30日、対合衆国外交委員会はグラント大統領に対し連邦議会のインディアン・テリトリー

(24) Grayson, 148; Journal (1870), 6.

(25) 信任状審査委員会のみ、後述するように休会の後12月に再開された会議で創設されたものである。Journal (1870), 19.

(26) これらの数字は、複数の委員会を兼務する者を含む延べ人数である。また内訳には、12月に会議が再開された時点で参加したチカソーとチョクトーの委員も含まれている。Journal (1870), 5, 7-8.

本来の居住圏	集団名	代表氏名	参加状況
南東部（「五部族」）	チェロキー	Adair, J. W.	○※
		Alberty, Moses	○
		Benge, S. H.	○
		Brewer, O. M. P.	○
		Chambers, Henry	○※
		Johnson, George	○※
		Keys, Riley	○
		Proctor, Ezekiel	○
		Ross, Allen	○
		Ross, William P.	○
		Sarcxie, John	○
		Scales, J. A.	○
		Stealer	○
		Taylor, S. M.	○
		Thompson, Joseph	○※
		Vann, Clement N.	○
		Vann, Joseph	○
		Wa(i)rie, Stand	○
	チョクトー	Cole, Coleman	○※
		Durant, Alexander R.	○※
		Folsom, Joseph P.	○※
		Fry, William	○※
		LeFlore, Campbell	○※
		McKinney, John	○※
		Ma-ha-tubbe	○※
		Thompson, James	○※
		Wright, Alfred	○※
	チカソー	Colbert, Carter	○※
		Hopiah-tubbee	○※
		James, Joseph	○※
		Kemp, Jackson	○※
		Percy, Charles P. H.	○※
	クリーク	Barnard, Timothy	○
		Brown, J. R.	○※
		Cot-cho-che	○
		Charke	○※
		Greyson, G. W.	○
		Harjo, Oktars-har-sars; or Arpe-kar	○
		Moore, John R.	○
		Perryman, Joseph M.	○
		Perryman, L. C.	○
		Perryman, Sanford W.	○
		Porter, Pleasant	○
		Smith, J. M. C.	○
		Stidham, G. W.	○
		Barnard, Timothy	○
		Walker, George W.	○※
	セミノール	Brown, E. J.	○※
		Brown, John F.	○
		Harjo, Fus-hat-che	○
北東部	アブセンティー・ショーニー	Ellis, Joseph	○
		White, John	○
	イースタン・ショーニー	Flint, Lazarus	○※※
	オッタワ	King, Francis	○
	ベオリア	Black, Edward	○※
	サック・アンド・フォックス	Keokuk	○※※
		Mut-ta-tah	○※※
	セネカ	King, James	○
		Spicwe, George	○※
	ワイアンドット	Hicks, James	○
		Wright, George	○※
(大) 平原	オーセジ	Captain, Augustus	○
		Connor, William	○
		Wah-tah-in-kah	○
	クワボー	Lane, George	○※※
		Lumbard, Robert	○※

表2 オクムルギー会議（1870）参加者

※ 9月の第1回会合には不参加、12月の第2回会合から参加

※※ 9月の第1回会合に参加後、12月の第2回会合には不参加

典拠：Journal (1870), 3-6, 8, 10, 12, 15-20, 22, 24, 27, 29, 32 より執筆者作成。

政体設立法案と鉄道会社に 1866 年諸条約で定められた以上の土地を与えることを拒否する覚書を送った。⁽²⁷⁾その後会議は、インディアン・テリトリーに居住する平原部族アラパホ (Arapaho)、カイオワ、コマンチ、シャイアン (Cheyenne) 等と、東部からの移住集団カドー (Caddo) およびウィチタ (Wichita) を含む集団にも参加を呼びかけるため、一旦休会した。ウィチタを除きキャンプ・ナポレオン集会に参加した上記集団にも参加の勧誘が試みられているという点に、前節で述べた両会議の連続性をみることができる。しかし、これらの集団からは返答がなく、オクムルギー会議への参加は叶わなかった。⁽²⁸⁾

12 月 6 日に会議は再開され、議長のホイッグに加え、連邦政府からインディアン業務局長パーカーと、インディアン業務の不正監査のため当時のグラント政権が創設した十人からなる機関であるインディアン業務評議会 (Board of Indian Commissioners) から三名が参加した。この時点で先住民側はチカソーとチョクトーが加わり「五部族」代表が揃う一方、第 1 回会合に参加したが今回は不参加のイースタン・ショーニー、サック・アンド・フォックス等の集団もあり、結果として更に「五部族」代表のプレゼンスが大きくなったといえる。⁽²⁹⁾

以下の経緯にも、「五部族」中とりわけ人口の多い三つの集団の発言権の大きさが伺える。7 日にクリーク代表グレイソンが議長を補佐する書記長に選出され、チェロキー代表ロスはチェロキー・ネーション内のフォート・ギブソン (Fort Gibson) を首府とする案を提案した。⁽³⁰⁾8 日にチョクトー代表の提案と主導によって設立された恒久政体検討特別委員会 (Special Committee on Permanent Organization) は、1866 年諸条約で約束されたインディアン・テリトリー政体創設に関する起案を行った。同委員会の内訳はチェロキー二名、チョクトー、クリーク、チカソー、セミノールから各一名の計六名と「五部族」が過半数を占め、それ以外に移住集団オッタワ、セネカ、ペオリア、平原部族オーセジから各一名であった。10 日に同委員会は、土地と資産に対する各集団の固有の権利を守りながら集団間の利害を調整し、ひいては先住民全体を保護するためには、三権分立の立憲共和制政体の設立が必要であり、また連邦議会のインディアン・テリトリー政体案に強く反対すべきであるとの報告を会議に提出し、賛成四十八、反対五で採択された。その結果、「五部族」からチェロキー三名、クリーク、チョクトー、チカソーから各二名、セミノールから一名、それ以外に移住集団オッタワと平原部族オーセジ各一名という、やはり「五部族」が大部を占める計十二名の憲法起草委員会 (Committee on the Constitution) が設立され、同委員会は 16 日に憲法草案を提出した。先住民連合による初めての成文憲法として、前文と全五条の主文の他、人民主権、宗教、言論、身体的自由等を謳った権利章典、批准手続きを定めた附則からなる、正式名称インディアン・テリトリー憲法、通称

(27) 同委員会は 12 月 7 日にも同様の覚え書きを送付している。

(28) Applen, 91; *Journal* (1870), 9-11, 13, 17-18; Nolen, 269-70.

(29) Applen, 98; Nolen, 270; Jean Edward Smith, *Grant* (New York: Simon & Schuster, 2001), 524-25; Wilkins, 133.

(30) ロスは 12 月 17 日にも再び同様の案を提出した。

オクムルギー憲法である⁽³¹⁾（図2）。

先に述べた連邦議会諸法案とオクムルギー憲法には、類似する点が多く見られる。それは、1866年諸条約に基づく構想であるという点以外にも、先住民集団間および合衆国との間の関係調整や全インディアン・テリトリーの開発と共同防衛を目的とした点、西欧民主制に準じた先住民連合政体であったという点がある。寧ろオクムルギー憲法案は、立法、行政、司法それぞれに関して、より詳細な規定が編まれたものであるといっている。

しかしそれは、キャンプ・ナポレオン集会からの先住民連合政体構想にも正しく連なるものであった。前文には、土地や資産等についての各集団毎の権利を保全しつつ、先住民全体の諸権利の保護、発展、生存のために緊密な紐帯をもつ連合を結成することが政体創出の目的として謳われている。そこには「全能の神の導きと恩寵の下で遂行される」というキリスト教文明の色彩が新たに加味されてはいるものの、インディアン・テリトリーの先住民が総体として白人世界に対峙、対抗するための連合形成という意味合いがあったのである⁽³²⁾。

オクムルギー憲法案には、連邦議会諸法案と大きく異なる点がさらに三つあった。先ず第一点は、上院（Senate）と下院（Lower House）からなる議会（General Assembly）⁽³³⁾への各先住民集団代表の選出方法が、人口の大きい集団により有利となるように改められた。具体的には、上院では各集団から一名の代表を出す基準人口が従前の五百人から二千人以上に、またそれ以降は二千名毎に一名ずつの追加とされた。人口が二千人以下の集団については、複数の集団が合同した上で同様の基準に拠る（第3条第2項）。また下院では各集団から等しく一名ずつ選出すると共に、人口五百名以上の集団については人口千人毎に一名ずつ追加となった（同第4項）。これによって、人口の多い集団は従前の諸案よりも議会にさらに多くの議員を参加させることができるようになったのである⁽³⁴⁾。

連邦議会諸法案との第二の相違点は、各役職は合衆国大統領の任命に拠るものではなくなったことである。総督は各先住民集団の選挙で選ばれることになり、合衆国内務省インディアン業務監督の職とも分離された（第4条第1項）。また総督はインディアン・テリトリー上院の助言と承認の下、財務長官を兼務する書記長を含む全ての行政府職員と、長官を含む三人の最高裁判所裁判官の任命権を与えられた（同第11、12項、第5条第2項。傍点執筆者）⁽³⁵⁾。

第三の相違点は、書記官による公文書や制定法の大統領および上下院への送付義務、議会選

(31) *Journal* (1870), 19-20; 22-25, 28, 33-34. なお、憲法全文は *Journal* (1870), 44-57. 以外にも Thoburn, "Okmulgee Constitution," *The Chronicles of Oklahoma* 3, no. 3 (1925): 216-228; Wilkins, 134-141. にも記載されているが、本稿では *Journal* (1870) を用いる。

(32) *Journal* (1870), 44-45.

(33) 1875年に若干の改正が加えられた憲法では General Council という名称に変更されている。なお 1875年修正憲法の全文は *Journal of the Sixth Annual Session of the General Council of the Indian Territory, Composed of Delegates Duly Elected from the Indian Tribes Legally Resident Therein, Assembled in Council at Okmulgee, Indian Territory, from the 3rd to the 15th (Inclusive) of May, 1875* (1875; repr., Wilmington, Delaware: Scholarly Resources Inc., 1975), 44-57. (以下、*Journal* (1875) とする)

(34) *Journal* (1870), 46.

(35) *Journal* (1870), 49, 51-52.

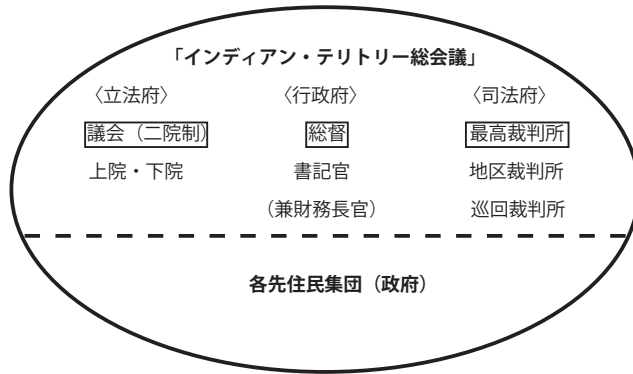


図2 オクムルギー憲法によるインディアン・テリトリー政体案 (1870)
典拠：Journal(1870)をもとに執筆者作成。

出の代表一名の合衆国下院への出席権、テリトリー内の土地の先住民各個人私有地としての分割という項目がみられないことである。

これ以外にも、憲法修正は上下院四分の三以上による発議と各集団の四分の三以上の賛意を必要とし（第6条第1項）、憲法に規定の無い事項については合衆国と締結された条約だけに準ずるとされた（権利章典第13項）ことは、連邦議会諸法案ではなくオクムルギー憲法で新たに付加された点であった。以上述べたことから明らかなように、オクムルギー憲法案では、これ迄の諸案における合衆国憲法、連邦法、あるいは合衆国大統領や内務長官による制約からより自由で、先住民の自治権が強化された政体が構想されている⁽³⁶⁾。

20日に、憲法草案は五十二対三の賛成多数で採択された。爾後は、会議に参加した先住民集団の人口の三分の二以上による承認、それに続いて連邦議会からの承認を得た暁に、憲法は公布されインディアン・テリトリー総会議という名称の政体が誕生することになる。草案は会議に参加した先住民集団に送られ、その結果を待ち翌年6月に第二次会議が開催されることが決められた後、会議は閉会となった⁽³⁷⁾。

ところが連邦政府は会議後、オクムルギー憲法への反対意見を表明した。翌71年1月25日、内務長官コロバス・デラノー (Columbus Delano) はグラント大統領に「インディアン市民政府」を素晴らしい知見を示すものと評価しながら、インディアンの自治権が大きすぎることへの懸念を述べた。その五日後のグラントの連邦議会への教書は、キリスト教文明と合衆国憲法に準じながらインディアンの慣習も保持する自治政体は非常に望ましく、そこに今後より多くの先住民を包含していくべきであるとしながら、現行の案は認めるべきでないとした。連邦議会でも、バン・ホーン下院議員を中心にオクムルギー憲法はインディアンの自治権が大きすぎ、合衆国政治体制との関連性が存しないとの主張に基づき、会議前と同様の諸法案が1870年代を通じて提出され続けた。連邦政府、議会いずれにも、インディアン・テリトリー政体の全立法は連

(36) Journal (1870), 56.

(37) Journal (1870), 36-38, 56.

邦議会の承認を経るべきであり、総督、裁判官等の人事任命権も大統領が保持すべきであるとの主張があったのである⁽³⁸⁾。

しかし結論から言えば、オクムルギー憲法は合衆国為政者の反対によって帰趨が左右される以前に、先住民集団内の承認段階で頓挫しようとしていた。原因は、オクムルギー会議を主導する「五部族」中の、チカソーとセミノールからの反対である。他の三集団に対する人口比がチカソーは三分の一から二分の一、セミノールは七分の一から五分の一に過ぎず、その結果現行の案では議員数が残りの三集団に比して著しく少なくなるというのが反対の理由であった。第一次会議で憲法草案が提出された翌日には、早くもチカソー代表チャールズ・P・H・パーシー（Charles P. H. Percy）から上院議員を各先住民集団から一律一名ずつとする修正案が提出されたが、四十八対八の反対多数で否決された。しかしこの主張は以後オクムルギー憲法の承認を阻む要因として、最終的に同憲法を歴史の中に葬り去ることになったのである⁽³⁹⁾。

会議後、憲法草案は最初にチカソー・ネーションで可否を諮られたが、反対意見多数によって承認は保留された。セミノール・ネーションでは、憲法の承認を無期限に延期した。結局、1871年6月5日に第二次オクムルギー会議が開催された時、憲法を承認していたのはクリーク・ネーションのみだった。このたびの会議では、セミノール代表ジョン・F・ブラウン（John F. Brown）が上院議員数を「五部族」で平等にするという修正案を提出し、チカソー代表パーシーも同修正案に賛成した。ブラウンはこの案が受け入れられなければ人口の少ない他の集団と共に憲法の承認を拒否すると主張したが、「五部族」中の多数派であるクリーク、チェロキー、チョクトーの反対で修正案は否決された。草案は再度、各先住民集団に送付されて承認の手続きを経ることになった⁽⁴⁰⁾。

しかし憲法は、1872年と73年の会議でも全先住民集団からの賛意を得ることができず、批准は絶望的となった。これ以降も78年までオクムルギー会議は毎年継続されるが、74年の第五次会議では憲法に言及されることすらなく、73年の第四次会議から76年の第七次会議は、連邦議会提出の諸法案の立法化を阻止するために連邦政府に抗議の覚書を送付することと、当時白人侵入に反発し合衆国との戦争状態にあったコマンチら平原部族を連邦政府と講和させるために会議への参加を呼びかけることが主たる活動となった⁽⁴¹⁾。

1870年の第一次会議では既に、コマンチ、カイオワ、シャイアン、アラパホ等の平原部族に敵対行動を止め合衆国市民との平和的關係を築くことを勧め、合衆国との仲介のためにこれらの集団との会合を目指すとの決議がなされていた。オクムルギー会議ではこの後も「五部

(38) Applen, 91, 93; Bailey, 90; "Message from the President on the Effort to Form a Government in the Indian Territory – Encouragement Recommended on the First Sign of a Wish for Fixed Government," *The New York Times*, January 31, 1871; Nolen 273.

(39) *Journal* (1870), 35.

(40) Applen, 94-96; "The Indian Council," *New York Times*, June 24, 1871; Nolen, 274; Muriel H. Wright, *The Story of Oklahoma* (Oklahoma City: Webb Publishing Company, 1929-30), 224.

(41) Applen, 90, 95-97; Bailey, 90; Hargrett, 91; Nolen, 264, 276-78; Muriel H. Wright, "A Report to the General Council of the Indian Territory Meeting at Okmulgee in 1873," *The Chronicles of Oklahoma* 34, no. 1 (1956): 7.

族」によって、平原部族に家屋建設と開墾の重要性が説かれ、「文明化」することが勧められた。しかしその一方で、平原部族は憲法起草過程からは極力排除された。チェロキー代表ジョージ・ジョンソン（George Johnson）は平原部族をさして、顔や身体に絵具を塗布するウォー・ペイントや毛布を身にまとう無知な野蛮人たち（wild men）には通訳不能な用語もあることから、憲法草案について説明することは全く馬鹿げているとし、友好関係の樹立の方が先決であると主張した。また前述の少数集団の不利益是正を主張するチカソー、セミノールによる修正案、とりわけブラウン案については、あくまで「五部族」間の議員数格差の是正が主眼であり、それ以外の平原部族を含む少数集団の権利に目を向けたものではなかった。以上のことがオクムルギー憲法の承認を半ば「五部族」間の論争レベルにまで矮小化し、最終的な批准を阻んだひとつの要因ともなった。⁽⁴²⁾

他方、連邦政府はオクムルギー会議はもはや建設的意義を失ったとして、76年に予算打切りを決定し、インディアン業務局は先住民側に今後会議を非開催とすることを通知した。その後二年間、先住民集団は自発的に会議を開催したが、78年以降にオクムルギー会議が開かれることはついになかったのである。⁽⁴³⁾

5 おわりに

19世紀前半の先住民集団連合による武力抵抗が破碎された後、「五部族」を中心とする合衆国東部の先住民集団はインディアン・テリトリーに定着した。その地で諸集団は「五部族」主導の下、テリトリー内の先住民集団間の対立緩和と共に、連合して外世界へ平和的に対抗する手段としてオクムルギー憲法を構想した。しかしこの先住民連合政体構想は、人口比で大勢を占める「五部族」が他集団へ「文明」面で優越意識をもったことから、「野蛮」と蔑視された平原部族を含む「五部族」以外の先住民集団の発言権が少なくなるという問題を孕んでいた。また当の「五部族」内でも、代表権の格差を巡って人口規模の異なる集団間の対立があり、結局先住民諸集団連合による立憲政体は実現には至らなかった。また、仮にオクムルギー憲法が会議に参加した先住民集団からの承認を得たとしても、連邦政府と連邦議会は同憲法が指向する先住民自治権の拡大に対する懸念を表明していたことから、この政体がそのままの形で合衆国の承認を得て実現する可能性は低かったと思われる。

確かにオクムルギー憲法は、白人社会からの外的動因を主たる契機とし、なおかつ一部の先住民集団の主導下で推進されるという事情の下で起草された。しかしながらそのことは、同憲法がアメリカ先住民集団連合による史上初めての具体的な共和政体構想であるという事実の意義を減ずるものではない。

その意義とは、一つにはそれまで歴史的、地理的、文化的に分離し対立してきた先住民集

(42) Applen, 95-96; *Journal* (1870), 31-32; Nolen, 274.

(43) Applen, 97; Hargrett, 91; Nolen, 264, 278.

団が協同して外世界に対峙するという集合体意識を、成文憲法というかたちで具現化したことである。二つ目には、当時の歴史的状況下において限定的ではあったかもしれないが、一定の実現可能性すら有したということである。以上の二点から鑑み、オクムルギー憲法が提示した構想は、合衆国内における先住民連合政体のひとつの完成形であったとさえいえるのではないだろうか。

また、オクムルギーで提示された先住民連合政体のさらなる意義は、構想が一旦挫折をみたものの、底流において潰えることが無かったという点にもみることができる。19世紀末から20世紀初頭にかけて合衆国内での「孤島化」が一層進展したインディアン・テリトリーにおいて、先住民集団連合による立憲共和政体構想は文脈を多少異にしつつも具体的な政治運動として再浮上する。そして、「先住民州」設立の試みと巷間にいわれる、1905年のインディアン・テリトリーにおける「セコイア州 (State of Sequoyah)」設立運動として結実することになるのである。

アメリカ連邦体制下における先住民連合政体、あるいはインディアン・テリトリーの位置づけという主題については、今後も検討を加えていくことが望まれる。例えば、オクムルギーで構想された政体は果たして「民主」政体であったのか、換言すれば政治的決定の主体が「純血者 (full blood)」、白人や黒人との「混血者 (mixed blood)」、先住民女性と通婚した白人等様々な構成員を含む先住民社会の民意を、参政権から除外された女性や黒人解放民も含めてどの程度反映するものであったのかという問題、あるいは憲法内容の他州憲法との関連性や、合衆国のインディアン・テリトリー政体案と再建期に再規定されつつあった「アメリカ市民」概念における先住民の位置づけとの関連等が、さらなる検討事項として挙げられよう。以上については、稿を改めて論じたい。